



ニュースレター vol.7 2025.9.21

発行: さっぽろ犯罪被害者等援助センター

「犯罪被害者支援を考えるシンポジウム」を開催しました

9月13日(土)、札幌市教育文化会館において、「犯罪被害者支援を考えるシンポジウム2025」を開催しました。来春に予定される「第5次犯罪被害者等基本計画」の策定に向けて、犯罪被害者に対する支援の動きが明らかになる中で、3人の講師による講演と、参加者との意見交換は貴重な機会となりました。

特別報告① 「犯罪被害者等に関する支援制度」



奥野舞弁護士

犯罪被害に遭うと、被害者は経済的損害の他、精神的負担により多大な困りごとを抱えます。それを解決するために、国による「犯罪給付金制度」の他、地方自治体の条例による施策があります。札幌市では本年4月に「犯罪被害者支援特化条例」が発足し、殺人被害遺族に対し30万円の遺族支援金制度等があります。

特別報告② 「触法精神障害者の治療現場から」

殺人等重大他害行為の加害者のうち、精神障害により責任能力を問えないと鑑定され不起訴となり、医療観察処遇となった対象者の北海道初の指定入院施設「北大病院附属司法精神医療センター」の3年間の活動が詳細に報告されました。入院期間の短縮、再発防止等成果が確認されていることから、対象者・家族・被害者を広く捉える視点の重要性が提起されました。



賀古勇輝
センター長

基調報告「医療観察法の被害者支援の現状と課題」



木村邦弘理事長

医療観察法における情報提供制度の運用改善等、被害者支援の動向が顕著で、「第5次基本計画」の検討会でも、専門委員から包括的検討の意見が出される等、前向きな動きが見られます。しかし、10月下旬に予定される「素案」やその後のパブリックコメント提出等大きなヤマ場を迎えています。

特定非営利活動法人 さっぽろ犯罪被害者等援助センター

住所: 〒060-0004 札幌市中央区北4条西13丁目1番地 90-901

☎090-2073-0831 FAX: 011-272-7188

Gmail: s.higaisha2022@gmail.com